

軽油引取税

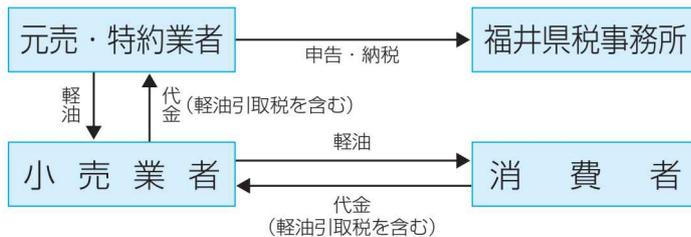
この税は、みなさんが軽油を購入するときその代金の中に含まれているものです。

納める人

軽油引取税は軽油購入代金に含まれており、軽油を引き取る石油製品販売業者や需要者が、元売業者（軽油の製造者など）または特約業者（都道府県知事の指定を受けている業者）を通じて納める場合や、元売業者または特約業者以外の者が軽油を輸入し、自らが納める場合があります。

納める人

特約業者または元売業者から軽油の引取りを行う人



◆元売業者とは…
軽油の製造業者・輸入業者・販売業者で総務大臣の指定を受けているもの

◆特約業者とは…
元売業者から継続的に軽油の供給を受けている販売業者で知事の指定を受けているもの

消費者が支払う軽油代金には軽油引取税が含まれています。

納める額

1 キロリットル……32,100 円（1 リットル……32 円 10 銭）

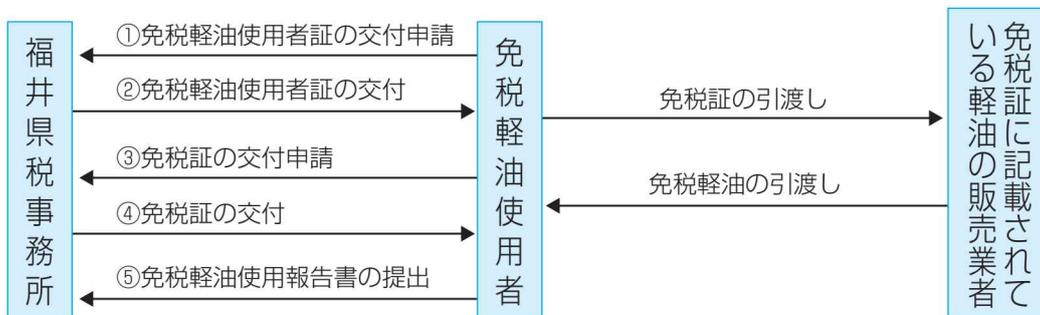
- 指標となるガソリン価格の平均が、連続3ヶ月にわたり、1リットルにつき160円を超えることとなった場合で、主務大臣による告示により、揮発油税において本則税率を上回る部分の課税措置が停止される場合には、軽油引取税についても本則税率（1キロリットルにつき、15,000円）を上回る部分の課税措置が停止されます。
- この場合において、指標となるガソリン価格の平均が、連続3ヶ月にわたり、1リットルにつき130円を下回ることとなった場合で、主務大臣の告示により、揮発油税において元の税率水準に還元される場合には、軽油引取税についても元の税率水準に還元されます。

（注）東日本大震災の発生に伴い、この制度は当分の間、凍結されることとなりました。

免税

政策的な配慮から、特に課税しないことが適当であると認められる用途（例：船舶、鉄道車両、農林業機械の動力源など）に使用される軽油については、対象者および用途を限って課税を免除する制度があります（以下「免税軽油」といいます。）。

免税軽油を受けるには、申請手続きが必要ですので、福井県税事務所軽油引取税課にお問合せください。



申請書様式ダウンロード

軽油引取税の免税申請関係様式は、福井県ホームページからダウンロードできます。

福井県免税軽油

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/zeimu/teikyoi/keiyuyoshiki.html>

申告と納税

元売業者または特約業者が、毎月分をまとめて、翌月末日までに福井県税事務所に申告して納めることになっており、元売業者または特約業者以外の者が軽油を輸入する場合は、輸入の時までに申告して納めることになっています。

混和軽油も申告納付が必要

混和軽油を販売したり、灯油、重油、混和軽油または炭化水素油を自動車の燃料として使用したときにも申告納付が必要です。必ず福井県税事務所に申告して納税してください。

不正軽油に対する罰則

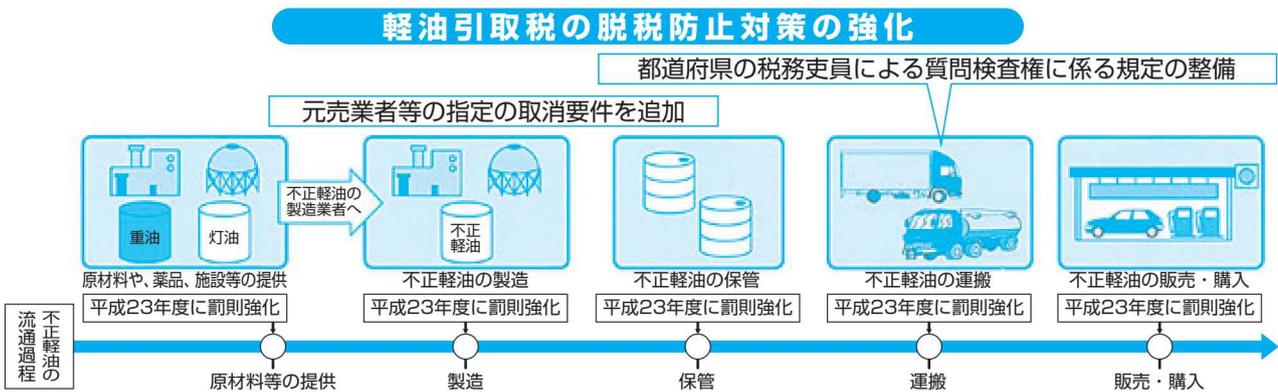
軽油引取税の脱税を目的として混和軽油等を製造・使用等した場合は罰則規定があります。

脱税に関する罪	懲役 10 年以下	罰金 1,000 万円以下
製造の承認を受ける義務に関する罪	懲役 10 年以下	罰金 1,000 万円以下 (法人重科) 3 億円以下
不正軽油の製造に要する資金、土地、機械、原材料、薬品等の提供または運搬に関する罪	懲役 7 年以下	罰金 700 万円以下 (法人重科) 2 億円以下
不正軽油の運搬、保管、取得または処分の媒介もしくはあっせんに関する罪	懲役 3 年以下	罰金 300 万円以下 (法人重科) 1 億円以下

県からのお願い

県では、混和軽油などの不正軽油による税負担の不公平を是正するための調査として、自動車を停めての燃料採取や、事業所等内タンクからの見本品採取などを行っています。

県税事務所の職員が、調査に伺った際にはご協力くださるようお願いいたします。



不正軽油 110 番

不正軽油に関する情報をご提供ください。

●提供先

〈福井県税事務所（軽油引取税課）〉

- 電話 0776-21-0022 (直通)
- FAX 0776-21-0280
- 郵送 〒910-8555 福井市松本 3 丁目 16-10

〈福井県総務部税務課〉

- 電話 0776-20-0257 (直通)
- FAX 0776-20-0629
- e-mail zeimuka@pref.fukui.lg.jp
- 郵送 〒910-8580 福井市大手 3 丁目 17-1